

講演

憲法学からみたパリテ

——平等原則の実施か、それとも破壊か——

Perspective constitutionnaliste de la parité:
mise en œuvre ou rupture du principe de l'égalité?

ヴェロニック・シャンペイユ = デスプラ*
監訳 植野 妙実子**
訳 石川 裕一郎***

監訳者はしがき

2016年7月4日、日本比較法研究所の女性の権利グループ（代表：植野妙実子）では、ヴェロニック・シャンペイユ = デスプラ教授（パリ西ナンテール・ラデフォンス大学）をお招きして中央大学市ヶ谷田町校舎で講演会を行った。フランスでは、1999年7月に憲法改正により、いわゆるパリテ（男女同数）に関する規定を憲法におき、それ以降とりわけ政治参画における男女平等推進を図ってきた。そのときの改正は、「第一篇 主権」のなかの3条5項に「法律は、選挙によって選出される議員職と公職への男女の平等なアクセスを推進する」をおき、さらに4条2項に「政党及び政治団体は、法律の定める条件にしたがって、3条最終項で表明された原

* パリ西ナンテール・ラデフォンス大学教授

Véronique CHAMPEIL-DESPLATS

Professeur de droit public à l'Université de Paris Ouest Nanterre La Défense

** 所員・中央大学理工学部教授

*** 嘱託研究所員・聖学院大学政治経済学部教授

則の実施に貢献する」をおくものであった。その後、2008年7月の憲法改正により、共和国の基本原則を示す1条の2項に「法律は、選挙によって選出される議員職および公職、ならびに職業的および社会的要職への男女の平等なアクセスを促進する」と定められた。これにより、政治の場面だけでなく、様々な場面、たとえば会社の取締役会あるいは各種試験の合格者を決める委員会など、こうしたところでの男女平等が進められることになった。パリテの憲法への導入に伴って、6人毎の男女交互名簿登載の強制（比例代表をとる選挙）やパリテ目標に達成していない政党への助成金の減額措置（小選挙区制をとる選挙）などがとられてきたが、県議会議員の女性比率が低迷していたことから、2013年5月17日法によって、県議会議員候補者は、男女ペア（そこにさらに補欠候補者もそれぞれ異なる性のペア）を組ませてユニットを作り、県民はこのユニットに対して投票する形となった。このように男女平等を強く推進する意思を示すフランスの状況は、かけ声ばかりでなかなか男女平等が進まない日本にとっては大きな示唆を与えることとなろう。そうしたことからフランスのパリテをめぐる状況について、その方面の専門家であるシャンペイユ＝デスプラ教授に講演していただいた。（なお本文の中で、しばしば「男女」ではなく、「女と男」となっている部分もあるが、便宜上「男女」としてあることをお断わりしておきたい。）

（植野妙実子）

* * *

「パリテ＝同数（parité）」という語は、1990年代半ばまで、とくにフランスの法律用語としては職業上の機関における使用者と労働者各々を代表する方法を指すために用いられていた。1990年代末、この語はまったく異なる意味を有するようになった。それは、政治的機関、より広範には公的な意思決定の場における男女同数のプレゼンスを要求するフェミニズム運動によって広められたのである。実際のところフランスは長年にわたり、

政治的、行政的、または職業上の意思決定機関における女性のプレゼンスがとても低かった西洋の民主主義国家の一つである。政治生活において、次いで職業上の機関へのパリテ導入を目的とする最近の諸措置がいくつかの成果をもたらしながらはいるが、少なくとも量的には、意思決定機関と権力の場における女性への配慮を実質的に前進させる際の困難は依然として残っている。

したがって、パリテは、意思決定機関における等しい数の男女のプレゼンスを要請することと定義されうる。フランスにおいて「パリテ」と漸進的にそれに到達するために実施される手段は、一方では普遍主義と平等原則に関する専ら形式的な考え方、他方ではクオータ制の活用のような積極的差別は正措置（アファーマティヴ・アクション）と呼ばれる措置を正当化する差異主義的な要求との間の妥協の方法の一つとして分析されうる。

しかしながらフランスにおいて、この差異主義的な立場は、その形式においてきわめて副次的なものにとどまっている。まさにそれゆえに、多くのフェミニスト、より広汎には意思決定機関と権力の場における女性のプレゼンスを確保するためには単なる形式的平等だけでは不十分であると考えていた者たちすべてが「パリテ」という柔軟かつ新しい概念にあっていう間に惹かれたのである。

ここでは、採用された諸措置の現在の形式、範囲および成果を検討する(II)前に、根本的な議論に立ち返り、とりわけ憲法レベルの諸問題を詳述することとしたい。フランスは、普遍主義と法の前の諸個人の無差別化に愛着を抱く傾向が強い国だが、どのようにして、とくに女性の社会進出を推進する改革に着手しえたのだろうか(I)。

I. パリテ：形式的平等がもたらす不平等な結果に対する反発

法的政治的な側面からみると、意思決定機関における男女間のパリテの要求が台頭した大きな要因は2つある。すなわち、法的原則と事実との間でますます拡大するギャップが意識されたこと(A)、そして、このギャップ

を是正する適切な手段をめぐるイデオロギー的対立(B)である。

A. ギャップに対する意識

フランスの法秩序をかたちづくる憲法原則は、きわめて平等主義的である。男女平等については、1946年10月27日の第四共和制憲法、「法律は、女性に対し、あらゆる領域において男性と平等の権利を保障する」ことを確認する前文3項以来、女性にとって明らかに不利となる扱いの相違を設けるような差別または措置は、原則として認められない⁽¹⁾。

しかしながら、前文の表現をそのまま借用すれば、「あらゆる領域において」不平等は残っている。不平等は、ときおり法規定において（とくに民法の領域において）表明されたままである。しかし今日では、継続的な努力の甲斐もあって、明らかに不平等な規定はほぼ完全に消滅した。不平等が表明されるのは、多くの場合間接的な手段によってである⁽¹⁾。これらの不平等は、一見すると中立だが、事実上の状況の相違を考慮するならば女性に対して差別的または不平等な効果をもたらす法規定の帰結なのである。政治的あるいは職業上の要職における女性のプレゼンスの問題はその典型である⁽²⁾。

1. 法的原則

平等原則の確認は大革命から受け継がれたものである。1789年の人及び市民の権利宣言1条によれば「人は自由かつ権利において平等なものとして生まれ、生存する」が、同6条によれば「すべての市民は…、その能力に応じ、その徳性及び才能以外の区別なく、すべての位階、地位及び公職に平等に就くことができる」。平等原則は、第二次世界大戦後、明文上女性を対象とすることになる。以下のように、1944年以降男女平等に関する3つの重要な法文が採用されている。

1) S. Hennette Vauchez, D. Roman, *Ce que le genre fait au droit*, Paris, Dalloz, 2013.

a) まず1944年4月21日のオールドナンス17条によって、フランス人女性は政治的選挙行使の領域における平等を認められた。ここに初めて「女性は男性と同じ条件で選挙人かつ被選挙人となる」。

b) この措置は、先述した1946年10月26日の第四共和制憲法前文3項によって確認される。それによると「法律は、女性に対し、あらゆる領域において男性と平等の権利を保障する」。この原則は、今日では憲法的価値を有している。というのも、現行の1958年10月4日の憲法前文は1946年憲法のそれを根拠として言及しており、また、憲法院は、1971年7月16日の判決以降法律の合憲性審査の際にそれを参照しているからである。

c) 最後に、戦後は、それまでの原則的姿勢とは断絶した公務員のきわめて平等主義的な身分規程の採用によって特徴づけられている。第三共和制末期、コンセイユ・デタは、行政庁が女性の公務就任権を排斥していた理由の審査をいまだ拒んでいた。たとえば、1936年7月3日のボパール嬢判決においてコンセイユ・デタは公務に対する男女の等しい能力を認めていたが、「服務上の理由」ゆえに適用除外がもたらされうると判断していた。しかしながらコンセイユ・デタは、この「服務上の理由」が正確に意味するところを審査せず、評価に際しての裁量権限を部局の長に認めていたのである。

1946年、国土解放に大きな役割を果たした左派諸政党と労働組合の影響の下、立法府ははるかに厳格になった。公務員の一般身分規程を定める諸法律（1946年10月19日の法律）、そしてそれより遅れて地方公務員の身分規程に関する法律（1984年1月26日の法律）は、公務就任とキャリア展開に関するあらゆる男女差別を禁止したのである。いまや備えるべき職務の性質によって、またはその行使の条件によって厳格に正当化されなければならないきわめて稀な例外しか存在しない。これらの例外は、コンセイユ・デタの議を経て採択されたデクレによって作成されるリストに記載されなければならない。その例外は公務員職団へのアクセス方法のみに関わるものであり、公務員職団そのものに関わってはいけない。言い換えるならば、すべての公務員職団は男女混合でなければならない。すなわち、い

かなる職団も男性または女性に閉ざされることはないということである。その方法は、男女別の採用試験の組織に存することもある。この例外的措置は、今日ではもはや二つの職団にしか関わらない。一つは外人部隊（陸軍の特別職団）の教育に関わるそれで、もう一つは行刑施設の刑務官のそれである。

これら二つの例外を除き、フランスにおける公務員へのアクセスは、とりわけ採用試験の匿名性ゆえに、その原則においてきわめて平等主義的である。しかしながら、採用試験が口頭試験を含むために匿名性が破られる場合は問題が生じる。上級レベルの公務員の採用試験がこのケースに当たるが、それについては後述する。

2. 気がかりな統計

長年にわたりフランスには、権力の場合と意思決定機関における男女の配分に関する公的統計が存在しなかった。それらの統計がとられるのは1970年代以降のことなのである。それらへのアクセスにおけるフランスの男女の大きな不平等が統計上明らかであることを知るには、最近20年間、すなわち1990年代末以降のみを考慮すれば十分である。パリティの領域での改革が始まる前のデータは、端的に以下のようなものだった。

a) 政治選挙

国政レベル 1995年、元老院議員に占める女性議員の割合は5.6%、すなわち321名中18名だった。国民議会議員に占める女性議員の割合は5.9%、すなわち577名中32名だった。1997年の総選挙においてはわずかに前進がみられた。国民議会において59名の女性議員が選出、すなわち10.92%になったからである。これらの数字ゆえにフランスは、国会への女性のアクセスに関しては世界的に最低水準の国に位置づけられていた（2000年の下院における女性議員の数については世界第84位）。ヨーロッパ連合内においてフランスより順位が低かったのはギリシャだけだった。

地方レベル 1995年、市町村会議員に占める女性の割合は22%、市町村長では7.5%にすぎなかった。人口10万以上の都市の女性市長は（全35都

市中)たった一人(カトリーヌ・トラウトマン)だったのである。県会議員(県レベル)ではわずか5.5%で、12の県会には女性議員が一人もおらず、女性県会議長はわずか一人だった。1998年(6.3%)と2001年(10.9%)にはわずかながら前進がみられた。最後に州レベル[州は地域圏ともいう]では、やはり1995年に女性州会議員は11.3%にすぎず、州会議長はたった一人(マリ=クリスティヌ・ブランダン)だった。地方公共団体で行使される権力のヒエラルキーの頂点に向かうにつれて女性のプレゼンスが顕著に低下することが、いたるところで確認できるのである。

b) 執行権

政府内の女性の数は常にとても少なく、多くの場合女性は副次的な地位(最も権威のない閣僚の補佐、あるいは閣外相)を占めてきた。1995年のアラン・ジュベ首班の政府に入閣した4名の女性閣僚は「ジュベ・ガールズ(Jupettes)」と揶揄された。

1997年の左翼の政権復帰に伴い、およそ10名(つまり全閣僚の3分の1)の女性が文化、労働、法務などの重要な閣僚に任命されるような努力がなされた。さらに、現在にいたるまでエディット・クレソン氏ただ一人だけが首相の座に就いた。しかしその任期は1年足らず(1991年)で、性差別的な発想に基づくものも含め強い敵意にぶつかった。最後に大統領については、2007年の選挙になってようやく初めて、共和国大統領の座に手が届く候補者を支持する政党が女性を、このときはセゴレーヌ・ロワイヤルを指名した。

c) 公務員

その原則において、フランスの公務員への就任条件はきわめて平等主義的である。全体的にみても女性の公務員は多数派なのである。しかし、より詳細に様々な行政機関、およびヒエラルキーの各層の女性の配分を考えると問題点が露わになる。ヒエラルキーの階層を上がるにつれ女性がいなくなるのである。管理職および責任ある要職に女性が就くことは稀である。

こういった現象は、社会学者が「ガラスの天井」と呼ぶものに相当す

る。ある種のキャリアアップおよび職業的社会的上昇を示す一定の職への女性のアクセスを妨げるものはまったくないにもかかわらず、社会心理学的なさまざまな理由から女性は排除されている。一定の男性がもつ、自分たちと競争する権限ポストに女性が就くことへの躊躇、家庭をもつ女性がこれ以上の時間を仕事にあてることの困難さ、自己規制あるいは低い自己評価もみられる。要するに、女性が得ている、ときには男性より高い学位が職業というレベルに反映される際に大きなギャップが存在するのである。

いくつか統計を挙げよう。

i) 2000年頃の統計

行政機関毎の配分 女性の比率は、社会保障・社会福祉に関わる機関では71.5%，国民教育省では65.2%，内務省と都市計画整備省では26.6%（2003年の数字）。

ヒエラルキー的視点 女性の比率は、（最も低い）カテゴリー C で52%，カテゴリー B で66%，カテゴリー A で50%，国家公務員の上級職で12.5%（2003年の数字）。

グラント・ゼコール 1997年，女性の比率は，国立行政学院では受験者の39%，入学者の30%。理工科大学校では入学者の13.3%が女性である。

ここでは、とくに、女性の比率がきわめて高い行政機関と国家官僚職団における「ガラスの天井」の存在を強調しておこう。

たとえば、司法官職において、国立司法学院の入学試験合格者の平均60%は女性である。しかし、その後司法官職団のヒエラルキーを上昇するにつれ、女性の数は急激に減少してゆく。2003年，上級裁判所の法廷の裁判長に占める女性の割合はわずか6%である。下級裁判所では12%である。

同様の事実が教育においてもみられる。初等中等教育における女性教員の割合は依然としてきわめて高いが、高等教育では著しく低下している。高等教育の中でも女性大学教授の数は講師の数より著しく少ない。きわめて少数の女性しか学部長にならないし、さらに学長となるともっと少ない。

状況は、公立病院職員についてもやはり顕著である。看護師の80%が女性であるのに対し部局の管理職においてはたった30%、病院長となると7%である。

同じような考察は民間部門についてもなされうる。

ii) それから10年経った2010年頃の行政庁の責任ある要職へのアクセスに関するより新しい統計

男女平等高等評議会の統計

	<p>2011年末、国家公務員職において、全体に占める女性の比率は54%、管理職については26%のみ（2009年は21%）</p> <p><i>Source : Rapports annuels sur l'état de la fonction publique, 2009-2011 / 2013</i></p>
	<p>2011年、たとえば女性の県知事は10%（2008年は10%）</p> <p>国家警察において、警視の27,5%、部隊指揮官の22,6%、幹部職（巡査、巡査部長、主任巡査部長、上級巡査部長、RULP 上級巡査部長）の17,4%が女性である。</p> <p><i>Source : Rapports annuels sur l'état de la fonction publique, 2009-2011 / 2013/ Etude sur la parité entre les femmes et les hommes au sein de la police nationale réalisée en juillet 2011 par le Syndicat des commissaires de la police nationale</i></p>
	<p>2013年、閣議任命管理職の新しい任命の29%は女性である（2012年は24%）。</p> <p><i>Source : Chiffres clés de l'égalité - Vers une égalité réelle, mars 2014</i></p>
	<p>2011年、地方公務員において、女性は61%を占め、管理職の33%を占める（2007年は18%）。局長の33%（2007年は州会および県会の17%）および技術部門の部長の11%は女性である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>2011年、公立病院の人員の77%は女性、管理職の45%は女性（2009年は40%）、院長の40%（2009年は16%）。</p> </div> <p><i>Source : Rapports annuels sur l'état de la fonction publique, 2009-2011 / 2013</i></p>

(<http://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/parite/reperes-statistiques-47/>) より作成

これらの統計がその精度を高めて容赦ない現実を突きつけるとともに、フェミニズム思想が成熟し、その影響力が精力的な女性活動家の枠を超え

るにいたり、なんらかの行動の必要性が次第に認識されるようになった。これらの諸要因に加え、正当性の危機にある政治階級を刷新しなければならないという意識もその要因である。彼らは、その正否は別として、男女のパリテにこの刷新を促進する手段を見出したのである。

主たる問題は依然として「いかにすべきか」ということである。1990年代半ばに実質的なイデオロギー論争が展開されたのは、その手段の問題についてであった。当初この議論は、政治機関における女性のプレゼンスの問題に焦点を絞っていた。しかしながら、展開された議論はより広い射程を有しており、2000年代を通じて議論は徐々に政治、行政、職業、非営利社団、スポーツなどあらゆるタイプの意思決定機関へのパリテに基づく措置の拡大に及ぶのである。

B. ギャップを是正する手段をめぐるイデオロギー上の対立

1990年代を通じて展開された議論は、伝統的な政治的亀裂を超え、フランス流普遍主義という伝統の擁護派(1)とパリテ支持派(2)との間の対立をめぐって構築された。

1. 普遍主義派：平等と対立するパリテ

a) 普遍主義に基づく分析

普遍主義的伝統は、他の何らかの集団と同様に女性のためのあらゆる差異主義的措置に反対する。なぜならば、そのような措置は平等原則とフランスの共和主義精神を侵害するおそれがあるからである。そのような措置は差別に対する法的なお墨付きの一形式をなし、それを除去するどころかかえって一層強調することに資するのではないか。それはコミュニタリスムへの道を拓き、フランスをアメリカモデルに向かわせるのではないか。このような理論的根拠に基づいて、普遍主義派は、政治の領域と同様に行政の領域においても、あらゆる形式のパリテ実現措置と闘うことになる。

議員職について、普遍主義派の多くはモンテスキューの箴言に依拠してきた。それによれば、法律よりはむしろ習俗を変える方が良い。クオータ

原則よりもフランス社会の内部、とりわけ政党の内部において根本的な作業に取り組むのが好ましいということである。ロベール・バダンテールは元老院議員であったが、このような視点に立ち、選挙ではなく政党の組織に手を加えることを提案した。なぜならば、前者に手を加えることは有権者の選択の自由を制限する効果をもたらし、有権者がその政治的信条ではなく性を理由としてある候補者に投票することを強いることになるからである。

行政職についていえば、普遍主義派は、採用時にクオータ制を設けるよりも、高級官僚における女性比率増加のスピードが遅いことの構造的理由に固執した。彼らは、競争試験と口頭試問の強い選択性が高級官僚への女性のアクセスが少ない唯一の理由ではないし、第一の理由ではないと主張する。彼らは遡って、女性の社会的・職業的進出を遅らせている社会的、文化的、心理学的要因を重視するのである。彼らが手を加えるべきと主張するのはこの要因に対してである。この考えは、社会学者のクリスティアン・ボドゥロとロジェ・エスタブレの著作のタイトル、すなわち『さあ、娘たちよ』(*Allez les filles*, Paris, Seuil, 1992)によってまさに表明されている。彼らは、女性たちが彼女たちの職業キャリアを今のものとは別のものであるように考え、自分たちの別のイメージを発展させることを手助けし、勇気づけ、支援し、情報を与え、ステレオタイプと闘うことを強調するのである。

いくつかの報告書も同様に、事後的に、労働の組織と家族内の仕事の配分を見直すことによって「時間の社会的使用」を修正することを勧めている。ブルデューは、その著『男性支配』(*La domination masculine*, Paris, Seuil, p. 85)において、この二つの世界にみられる見事なアナロジーを提示している。曰く、「労働の世界は、ほぼ家族のように機能する小さい職業上の孤立集団(医療業、省庁の部局など)である。そこでは、多くの場合男性である長が、感情あるいは誘惑に基礎づけられた、パターンリステイックな権威を行使する。…労働を引き受けつつ、同時にその組織内で起こることすべての責任を負う」長は、「主として女性である副次的な職員

（看護師，助手，秘書）に全面的な保護を提供」し，その職員は「その組織，および組織を体現する人物に対して，しばしば病理的レベルに達するほどの奉仕をすることが強えられる」。労働関係内の疑似家族的な小集団におけるこのような男女の支配服従関係を再生産するメカニズムは，行政庁にきわめて多い。それゆえ，こうした小集団では，労働関係，そして労働における男と女の間の関係の進展を妨げる，硬直した官僚主義と衝突するのである。

このような理論的根拠に基づき，普遍主義派の多くは，あらゆる高級官僚の採用試験についてそうであるのと同様に，口頭試問を含む競争試験の試験官の女性比率増加に対して冷淡ではない。男女の平等なプレゼンスを義務づけることによる競争試験の試験官の女性比率増加は，一方では，試験する者とされる者の不平等な関係があるからなおさらだが，女性が被る威嚇のプロセスを避けるための手段，他方では識別のメカニズムを軽減するための手段と考えられているのである。ここでは「男性は男性を優遇し，女性は女性を優遇する」と大雑把に考えるべきではない。むしろ，口頭試問のような近接した対面状況においては，試験官に対する受験者の，そしてとくにその反対に，受験者に対する試験官の，その人物の性だけではなく，社会的・職業的ふるまいにも基づく識別のメカニズムは，受験者の受け答えふりとそれに対する試験官の評価に影響を及ぼすということを考慮すべきなのである。

これらの理由ゆえに，普遍主義派は，彼らによれば能力と才能のみに基づいたままであるべき公職への平等なアクセスの原則を無視するものとして，入学試験合格者への男女クォータ制導入には反対するが，それ以前の試験官に関わる施策については容認しうるのである。

b) 判例による裏づけ

1990年代末まで，普遍主義的な考え方がフランスの実定法に浸透していた。それは，とりわけ最高裁判所の裁判官たち，とくにコンセイユ・デタあるいは憲法院において支配的だった。

1990年代末まで，男女クォータ制の問題について，コンセイユ・デタが

明確にその立場を示す機会は実質的にはなかった。反対にコンセイユ・デタは、いくつかの行政職へのアクセスのための男女別競争試験の組織について見解を述べていた。そのたびにコンセイユ・デタは平等原則について形式的な考え方を採用し、その適用除外が職務の行使の諸条件、一般利益上の事由、女性保護の必要性、または男女間の機会の平等の推進によって正当化される場合のみ例外的にそれを認めてきたのである。しかしながら、コンセイユ・デタは、これらの適用除外についてはきわめて厳格な解釈を示している。コンセイユ・デタは刑務官の「男女」別採用は職務行使の条件（男子刑務所を監視するのは男子、女子刑務所を監視するのは女子）によって正当化されると判断したものの、舎監の懲戒委員会における男女別々のプレゼンスを認めはしなかったのである（1989年6月26日のコンセイユ・デタ判決：国民教育研究一般労働組合連合会事件）。さらに、コンセイユ・デタは、陸軍の行政官職団に採用される女性の数を候補者の20%以内に制限することは違法であると判断している（1998年5月11日のコンセイユ・デタ判決：アルディージュ嬢事件）。

憲法院について、その普遍主義的な考え方は、認識枠組みとしては1982年11月18日の判決に表れている。憲法院は、市町村選挙の候補者名簿に同一性の者を75%以上含んではならないと規定した法律は違憲であると宣言したのである。憲法院は、このような措置は人権宣言6条と、投票による意見表明の平等と普遍性を確認する憲法3条において表明される平等原則を無視していると判断した。

この判決を記憶した立法府は、1990年代末まで、長い間この種の規定を定めるというリスクを冒そうとしなかった。1990年代末のパリティ論議の最中に、州会選挙の候補者名簿におけるパリティ確保を政党に義務づける新しい法律が可決された。当然のように憲法院は自らの姿勢を再確認するが、この時はその姿勢が「法の現状」と結びついていることを明確に述べた。

「法の現状においては、…その性を理由として選挙人または被選挙人の間にいかなる区別も設けることなく、市民の資格は、年齢、障害もしくは国籍を理由によっても、または選挙人の自由もしくは被選挙人の独立を保

持しなければならないという理由によっても排除されないすべての者に対し、同等の条件の下で投票権と被選挙権を認めている」（1999年1月14日判決）。

これらの条件において、憲法改正によってこの「法の現状」を変えることができるのはただ一つ、憲法制定権力だけである（後述）。

2. パリテ支持派

パリテ支持派は、異なる程度のパリテを支持する二つの思想傾向、すなわち「ドグマティックなパリテ支持派」a) と「プラグマティックなパリテ支持派」b) に分けられる。

a) 「ドグマティックなパリテ支持派」：パリテのためのパリテ

この立場は、男女のラジカルな区別に依拠しつつ「パリテのためのパリテ」を主張することに存する。言い換えれば、パリテは手段であると同時に目的でもあるということである。この主張は、部分的には「女性の利益を擁護できるのは女性だけ」という前提に依拠している。フランスではきわめて少数派（「デモクラシーのための女性同盟（Alliance des femmes pour la démocratie）」）である。

b) 「プラグマティックなパリテ支持派」あるいは穏健派：平等のためのパリテ

これは、当時政権の座にあった社会党の大多数によって支持され、知識人の一部から支えられた立場である。この考え方は、人間という種の一体性を犠牲にしてまで男女間のラジカルな区別を打ち立てようとするものではなく、決定権限を有する職への男女の平等なアクセスを導入するための暫定的な手段としてのパリテを考えるものである。

考察すべき問題の幅広さを考え、パリテ支持派が取り組んだのは政治職であった。パリテ導入の理由は本質的にプラグマティックなものである。それは、以下のものに基づく。

—原則と統計との間のギャップ

- 男女の法的な区別を拒否するがゆえに女性を犠牲とする差別に迅速にも効果的にも闘えない共和主義的普遍主義の隘路
- 選挙に関する伝統的措置の不十分性（1986年の総選挙における比例代表制選挙の経験は女性の補欠選挙をもたらさなかった）
- 各政党の内部規則だけに任せることの限界
- 性別は他の区別，すなわちたとえば宗教，性的指向，肌の色に基づく区別と同じようなカテゴリーを画定するものではないがゆえ，コミュニタリズム的な主張の伝播という懸念には理由がないという確信。この意味で，哲学者のアンドレ・コント＝スポンヴィルは「女性とは共同体ではない。…それは有性化した人類である」と強調した。さらに，コミュニタリズム的主張の蔓延を心配していた者たちに，法学者のギー・カルカソンヌは「人類を男女に二分することは，完全に客観的な基準に応じたものであり，ほぼ同数の二群に限定される分割の唯一の例を提供している。宗教的カテゴリーでも民族のカテゴリーでも人種のカテゴリーでもこのような例はない。それゆえ，いかなる悪循環にも陥る可能性も皆無である」と答えていた。

以上のように、「フランス流パリテ」の精神はコミュニタリズム的なものではない。それは，一方では普遍主義的要請および平等原則の形式的な考え方の浸透，他方では現実的平等の両者の妥協の表現なのである。この妥協の追求は，部分的には，その後相次ぐ憲法上のパリテの要請が一般的義務という形をとらない理由を説明している。それは，ノルベルト・ボツビオが指摘するように，「推奨」あるいは「推進」という規範の次元に位置づけられるものである。それは第一に，形式的な平等原則の適用除外方法について編み出された若干の限定的措置を促進するものであり，あらゆる領域への一般的パリテ導入を立法府に課すものではないのである。

II. パリテ：コントロールに服する男女平等の実現手段

憲法院の違憲判決がある以上、女性のアクセスを推進する唯一の法的手段は憲法改正であった。実のところ政府与党は、1999年1月14日の憲法院判決を待たずに、選挙によって選出される政治機関における女性のプレゼンス促進を目的とする措置をとれるようにする憲法改正に着手していた。憲法院判決に先立つこと数週間、1998年12月に憲法改正案が国民議会に提出されていたのである。当選者数に影響を及ぼすパリテ実現措置に好意的な国民議会と、敵対的または政党内での措置にとどめるべきと考える元老院の間に対立がみられたものの、最終的には妥協案に達した。1999年7月8日の憲法的法律は、憲法3条に「法律は、選挙によって選出される議員職および公職への男女の平等なアクセスを促進する」と定める4項を付加し、同4条に政党および政治団体は「法律によって定められた条件の下で3条最終項において表明された原則の実現に寄与する」とする2項を付加したのである。

これらの規定は、パリテ実現措置を課す (imposer) ことを立法府に義務づけるものではない。それは、推進をその目的としたものであり、「選挙によって選出される議員職および公職への男女の平等なアクセス」を促進する (favoriser) だけなのである。元老院に促されて諸政党もその方向で動き始めた。残されたのは、憲法改正とそれに基づいてとりうる措置の対象となる職務を決定することである(A)。憲法院または CONSEIL 憲法に期待される、実現措置に関する諸規定に対するコントロールは、こういった措置を可能とする憲法改正をこれらの機関が無視することはできないが、その諸規定を限定的に解釈する傾向を有するというを明らかにしている。改正後の憲法も、平等原則の普遍主義的かつ形式的考え方を優先し続けているのである。この姿勢ゆえに、結果として、パリテ実現措置の領域拡張は憲法制定権者にかかってくることになる(B)。それでもなお、2000年代以降、その効果は依然として多様かついまだ測定困難ではあるも

の、多くの措置がとられている(C)。

A. 「選挙によって選出される議員職および公職」の概念の限定的な解釈
憲法改正が可決されると直ちに立法府はその具体化にとりかかった。2000年6月6日に可決された最初の法律は市町村会選挙における男女同数のプレゼンスを定めた。この法律について提訴を受けた憲法院は、憲法改正を考慮しつつ、人口2,500人未満の市町村をこの制度から排除する規定を除き本法律が合憲であると宣言した。この合憲性審査は、選挙制度全体に鑑みるとこの線引きが不自然であることによって説明される。というのも、特別な投票方式を定める際に元々用いられていたのは人口3,500人という線だからである。

さらに、憲法院は、(たとえばポリネシア、ニューカレドニアなどで)特別な選挙制度のための若干の修正は認めたものの、フランス全土にパリテ実現措置が適用されているかどうかを監視する。たとえば、州会選挙およびヨーロッパ議会選挙のための憲法改正を具体化する法律に関する2003年4月3日の判決(n° 2003-468 DC du 3 avril 2003)において、憲法院は、「平等原則は、立法府が異なる状況に対しては異なる方法を定めることも、立法府が一般利益を理由として平等原則の適用除外を設けることも妨げない」が、この取扱いの差異は「それを導入する法律の目的と直接的な関係になければならない」ことを強調した。ところで、いかなる種類の正当化も、たとえば州会選挙において、他の州よりも拘束力の弱い措置をコルシカ州に導入することを認めない。それゆえ憲法院は、フランスの他の国土において候補者名簿は男女を厳格に交互にしなければならないのに対し、コルシカではとくに順序を要求せずに候補者名簿は男女を同数含まなければならない(女性を名簿の後半に固めることも可能である)と定めた規定を違憲と宣言した。コルシカの女性が他のフランス人女性と異なった状況にいるわけではないのである。しかしながら、合憲性審査によってコルシカからあらゆるパリテ実現措置が奪われるのを避けるために、憲法院は、これらの措置の適用を暫定的に容認しつつも、しかしながら国土全体に適

用される措置とコルシカの選挙方法を調和させるために早急に関与することを立法府に命じたのである。こうして、コルシカ州会議員候補者名簿におけるパリテに関する法律が2003年12月10日に制定されたのである。

1999年の憲法改正以来、このようにして憲法院は、選挙によって選出される議員職および公職への男女の平等なアクセス促進を可能とする立法上の措置の範囲を決定する——ケルゼン的な意味における——正統な主要解釈者になる。しかしながら、その諸判決を読むと、憲法院は限定的かつ曖昧なやり方で「選挙によって選出される議員職および公職」という概念を解釈し、機会がある毎に平等原則の形式的な考え方を優先し続けていることは認めざるをえない。

たとえば、司法官職高等評議会に関する組織法律に対する2001年6月19日の判決（n° 2001-445 DC 19 juin 2001, rec. 63）において、憲法院は、司法官職高等評議会内において行使される職務は「選挙によって選出される議員職および公職」を構成すると考えることを拒否した。憲法院によれば、司法官職高等評議会の選挙は職業的性格を帯びたものであり、それゆえ憲法定権者が望む改革の領域には含まれない。その結果、憲法院は、両性の候補者のパリテを課した法規定は平等原則、とりわけパリテ原則に対する制限を正当化する際の主たる根拠になっている人権宣言6条に反すると宣言したのである。

憲法院は、男女間の賃金平等に関する法律、および機会平等に関する2006年3月30日の法律に対する2006年3月16日の判決（n° 2006-533 DC 16 mars 2006, rec. 39）において同じ姿勢を繰り返すことになる。賃金平等に関する法律には「議決機関および裁判機関への女性のアクセス」に関する第3章が含まれていた。この第3章を構成する諸条項は、官民の多くの職業上の議決機関の構成について、場合に依りてパリテまたは（たとえば20%以上は女性とする）クォータ制を課していた。たとえば、公施設法人、公企業、および公共部門の会社の取締役会と監査委員会、管理委員会、企業委員会、従業員代表、労働裁判所である。憲法院は、やはり人権宣言6条と1946年憲法前文に依拠し、この制度全体が平等原則に反すると

宣言した。憲法院は、この制度が1999年の憲法改正が対象とする領域には含まれないということだけではなく、さらに、男女平等の追求それ自体が違憲というわけではないものの、それがその人の〈能力〉という基準よりも〈性〉という基準を優先させることには帰着すべきではないということ¹⁰を明確にしたのである。

しかし、憲法院は、競争試験の試験官の構成についてはより柔軟な姿勢をとっている。2002年1月12日の判決において憲法院は、以前の、職業上の男女平等に関する2001年5月9日の法律を補完する社会の現代化に関する法律のある規定の合憲性の問題を職権でとりあげた。この規定は、「その構成員が行政庁によって指名される（競争試験の）試験官は男女の均衡あるプレゼンスに資するように構成される」と定めていたものである。2002年1月の社会の現代化に関する法律は、これらの規定を、免状取得を目的とする「経験から得たものの認定」を行う試験官にまで拡張していた。ここで憲法院は、司法官職高等評議会の構成または職業上の選挙に対する合憲性審査の時よりも柔軟な姿勢をみせている。しかしながら、依然として憲法院の姿勢は曖昧である。というのも、憲法院は、これらの規定は「試験官の構成を考える際にその能力、才能、資格よりも性を優先させる」「目的も」「効果も」もたないという留保の下に審査された諸規定の合憲性を認めたからである。言い換えれば、行政庁は、女と男が等しい能力があるから選ばれるという条件の下で男女同数の競争試験の試験官を構成できるということである。その人物が女性であるということのみに着目し¹¹てある人物を推奨してはいけない。しかも、これらの諸措置の合憲性は、強制的ではない性格とも結びついているように思われる。ここで問題となるのは「男女の均衡あるプレゼンスに資する」ことだけだからである。

憲法院は、賃金平等に関する2006年3月の法律の諸規定についてもこの解決法を確認している。本法律の第4章は、州によって設置されることになる様々な職業教育課程における男女の均衡のとれたアクセスという目的を設定していた。ここでも憲法院は、ある人物の性を考慮することは能力という基準に優先しない、すなわち「これらの基準が結果の義務ではなく

手段の義務を定める」限りにおいて、やはりこの基準を認めたのである (*Cahier du Conseil constitutionnel*, 2006, n° 20, p. 45)。

コンセイユ・デタもこれと類似した答えを出している。「職団固有の採用の要請および必要性」(2条)が存在する場合を除き、「国家公務員採用のために構成される試験官と選抜委員会のメンバーの指名について、競争試験を組織する行政庁は、必要な能力を証明する各性の人物が最低3分の1の割合を占めることを遵守しなければならない」(1条)と定める、特別な地位にある国家公務員職団へのアクセスのための競争試験の試験官の構成に関する2002年5月3日のデクレについて、コンセイユ・デタは、この「義務」に特異な解釈を施しているのである。われわれの見解では、コンセイユ・デタは、パリテという目的が達成困難な場合は若干の適用除外を認めることによってデクレの定める制度全体を救うというプラグマティックな意思の下にこのデクレの合憲性を認めたようにみえる。それは、その範囲をできるだけ狭くするきわめて建設的な解釈によってである。このデクレは、「必要な能力を証明する各性の人物が最低3分の1の割合を占めることを遵守する」義務を定めていたが、コンセイユ・デタは、「このデクレは2001年5月9日の法律によって表明された、男女の均衡あるプレゼンスという目的の考慮を行政庁に課すにとどまる」ことを認めている。言い換えれば、本デクレにおける「しなければならない」という動詞は、「できる」、すなわち単なる権能を意味するものと解釈されなければならないということである……²⁾。コンセイユ・デタは、このデクレの規定は「試験官の構成について、それを満たさなければ競争試験が違法になるような各性の人物の割合を定めることを目的とはしていないし、また法的にそのような効果をもちうることもないだろう」と確認することによってそれを説明している。本件においてコンセイユ・デタは、「均衡あるプレゼンスという目的が考慮されなかった」かどうかは検討対象には含まれていないと指摘している。それゆえコンセイユ・デタは、人権宣言6条に照ら

2) Conseil d'Etat, 22 juin 2002, M. Lesourd, *AJDA*, 2007, p. 2130.

して本デクレは違憲であると結論づけないように、その範囲を最小限化し、本デクレが示す義務が遵守されないことを認めたのである。しかしながら、その義務を遵守するためあらゆる努力がされたことを示して義務の不遵守を正当化する必要はある……。こうして、上級のアグレガシオン試験の試験官においてパリテが遵守されないことが事後的に許されることになった。というのも、委員となる女性の数が不足していることを理由とすることは可能だからである。

B. 新たな憲法改正の必要性：職業上の要職へのパリテ実現措置の拡張と抵抗の存続

憲法院は、自ら限定的に解釈する1999年の憲法改正の対象にその審査の対象となる法規定は含まれないと考える際、すでにみたように、次のことを繰り返している。すなわち、ある意思決定機関における男女の「均衡あるプレゼンス」を通して男女平等を追求することそれ自体は違憲ではないが、その追求は「目的として」も「効果としても能力、適性および資格に関する考慮に優先して性を考慮すべきではない」³⁾。

この文脈においては、新たな憲法改正のみが「選挙によって選出される議員職および公職」以外の領域にパリテ型の措置を拡張しえた。それは、諸制度の現代化というより広い改正の枠内で、2008年7月23日になされた。それ以降憲法1条は、「法律は、選挙によって選出される議員職および公職、ならびに職業的および社会的要職への男女の平等なアクセスを促進する」と規定する。

憲法院とコンセイユ・デタはこの新たな拡張を認めたものの、それでもなお憲法改正の範囲を限定する解釈を通じた抵抗の表徴を残している。パリテ実現措置の範囲を限定するための理由はすべて巧みなものだといえる。

3) CC, décision n° 2001-455 DC du 12 janvier 2002, *rec.* 49; n° 2006-533 DC, 16 mars 2006, *rec.* 39.

コンセイユ・デタは、2008年の憲法改正以前の政治領域以外において採用されたパリテに関する行政行為は、憲法改正によって遡及して適法化されないと判断した。「2008年7月23日の憲法的法律の採択以前は、平等に関する憲法上の原則は、スポーツ連盟のような私法上の法人の執行機関の構成は、必要とされた人物の性に基づく拘束力を有するルールによって定められることを排除する」がゆえ、それらの行政行為は違法である。そして、憲法院に倣ってコンセイユ・デタは以下のように明言している。「憲法上の平等原則は女と男の要職への均衡あるアクセスの追求を妨げはしないが、憲法上の規定による留保を除けば、性への考慮が能力および共通の有用性への考慮より優先されることは禁じられる」⁴⁾。

それに対して憲法院は、人権宣言6条の限定的な解釈を展開し続け、パリテ実現措置の範囲を縮減させている。大学の諸機関の構成に関する2015年4月24日の判決（*Décision n° 2015-465 QPC du 24 avril 2015*）はその最近の一例である。

一方で憲法院はこの判決において、「大学教授とは別に教員研究者に関する個別の問題」⁵⁾の合憲性審査を行うに際し、大学の教学評議会という限定的構成体はパリテで構成されるというルールを認めた。その意味で憲法院は、立法府は、人権宣言6条において表明されている平等原則と、2008年7月23日の憲法改正以来憲法1条2項⁶⁾に根拠を有する職業上の要職への男女の平等なアクセスという目的との「間の調停」を確保したと判断するのである。しかしながら、このことは、暗黙のうちにだが確実に、最初は憲法院が平等原則とパリテという目的を相補性ではなく二律背反という図式で考えていたことを意味する。逆ならば両者を調停する必要など

4) （2008年の憲法改正以前に採択された法規定について）CE, 10 octobre 2013, *Fédération française de gymnastique*, req. n° 359219; CE, 22 juin 2007 以前については同様に M. Lesourd, *RFDA*, 2007, p. 1077.

5) CC, *Décision n° 2015-465 QPC*, 24 avril 2015, n° 2015-465, 24 avril 2015.

6) 「法律は、選挙によって選出される議員職および公職、ならびに職業的および社会的要職への男女の平等なアクセスを促進する」。

ないからである。

くわえて他方、憲法院は、この平等原則自体に依拠することによって、大学教授団の要職への男女の平等なアクセスの拡張の欠如が合憲であることを認める、すなわち大学教授を犠牲にしてパリティの領域において2つの公務員職団の異なる取扱いを正当化するのである。実際のところ憲法院は、この取扱いの相違は「それを設定する法律の目的と関連する」と考えている。言い換えれば、パリティという目的からみると教授団は他の職団と異なる状況にあるということである。これは疑いのないところで、大学の女性教授の割合は男性教授と比べて構造的に低いのは事実だからである。しかしながら、憲法院が状況の相違の存在を承認するのはこの考慮ゆえである。結果として、逆に、なぜこの相違を認めるのだろうか。このテーマについて作成されたあらゆる統計データが、ガラスの天井のせいで、(学問領域によって異なるが増加してはいるものの)男性と比べて女性大学教授の割合は女性講師の割合よりずっと低いことを示しているのに、なぜ、職業上の要職への男女の平等なアクセスという目的、合憲性審査の対象となった法律が追求する目的を見据えたパリティ実現措置の拡張の欠如を審査しないのだろうか。合憲性審査は抽象的性格を有するがゆえ、憲法院によって維持された解決方法を直接説明する要素としても、平等原則の形式的考え方が浸透していることに起因する様々な考慮の正当化としても、この統計データを考慮していないことについて何の意味もなさないのかもしれない。

C. 実行された措置：量から質へ？

その抵抗にもかかわらず、政治的または職業的機関における女性のプレゼンス確保を目的とする法律の条文は増えている。今日ではおよそ11本の法律が挙げられる。

—選挙によって選出される議員職および公職への男女の平等なアクセス促進を目的とする2000年6月6日の法律第2000-493号

- 元老院議員選挙に関する2000年7月10日の法律第2000-641号
- 州会議員およびヨーロッパ議会議員の選挙ならびに政党への公的助成に関する2003年4月11日の法律第2003-327号
- 元老院議員選挙改革を定める2003年7月30日の法律第2003-697号
- 選挙によって選出される議員職および公職への男女の平等なアクセス推進を目的とする2007年1月31日の法律第2007-128号
- 県会議員職への男女の平等なアクセスを容易にする2008年2月26日の法律第2008-175号
- 取締役会および監査委員会内における男女の均衡あるプレゼンスならびに職業上の平等に関する2011年1月27日の法律第2011-103号
- 正規雇用へのアクセス、公務員職における契約職員の雇用条件改善および差別対策に関する、ならびに公務員に関する若干の規定を定める2012年3月12日の法律第2012-347号
- 県会議員、市町村会議員および市町村間協力評議会議員の選挙に関する、ならびに選挙日程を修正する2013年5月17日の法律第2013-403号
- 高等教育および研究に関する2013年7月22日の法律第2013-660号
- 元老院議員選挙に関する2013年8月2日の法律第2013-702号

政治的領域と職業的社会的領域を区別しながら様々な措置が総合的に提示されている。

1. 選挙によって選出される議員職および公職

憲法院は、選挙によって選出される議員職および公職への男女の平等なアクセス実現を目指す仕組みに幅広い種類を認めている。立法府は拘束力をもつ措置をとりうるが、そのことを義務づけられてはいない。言い換えれば、憲法院は、選挙によって選出される議員職候補者における男女の等しいプレゼンスを課すような拘束力を有する仕組みであれ、あるいは単にそれを推奨する性格の措置であれ、自由に定める権限を立法府に認めているのである。多くの場合悪い意思に直面したため改革の実施条件を厳格

にするための立法がいくつかなされた後、今日の状況は以下のようなものである。

a) 名簿による投票：市町村会・州会・ヨーロッパ議会選挙

これら3つの選挙は、これ以降は男女間の厳格な交互を要求する名簿による投票によって行われる。さもなければ、名簿は登録されえない。県会議員、市町村会議員および市町村間協力評議会議員の選挙に関する2013年5月17日の法律第2013-403号は、このルールは人口1,000人以上の市町村にも適用されると規定する。それまでの下限は3,500人であった。

b) 連記投票：県会選挙（2013年5月17日の法律による改正後、従来の« élections cantonales »（選挙区が小郡単位の選挙）から« élections départementales »（県の選挙）と呼ばれるようになった）

長い間、地方議員の強い抵抗によりこれらの選挙については何も考えられてこなかった。2007年1月31日の法律が初めて選挙制度を修正し、県会選挙の各候補者は必ず異性の補欠を立てなければならないと定めた。その措置はあまり強い拘束力をもつものではないが、県会における女性議員を増やす最初の一步を実現した。県会議員職への男女の平等なアクセスを促進する2008年2月26日の法律による最初の修正の後、2013年5月17日の法律は、それ以降« conseillers généraux »ではなく« conseillers départementaux »と呼ばれるようになった県会議員たちは連記投票で選出されると規定する。すなわち、各小郡において男女連記の名簿を提出しなければならないということである。

市町村と州については2007年1月31日の法律以降、県については2013年5月17日の法律以降、パリテが地方の執行府内においても要求されている。なぜならば、議決機関内においてはより多くの女性が選ばれていたにもかかわらず、そのことがこれらの機関の長、すなわち市長、副市長、州会および県会の議長または副議長といった職に就く女性の数を実質的に増加させてはしなかったからである。これらの措置がとられる前、名簿におけるパリテ要請の適用により女性州会議員の割合は47.6%に達していたが、州の執行府においては37.3%に過ぎなかったのである。市町村レベルでみ

ると、市町村会議員の47.4%は女性だが、執行府では36.8%に過ぎなかった（人口3,500人以下の市町村ではこの数値はさらに低下した）。

c) 単記投票：国民議会選挙

国民議会議員選挙は単記投票であるため、厳格なパリテ要請の導入はより困難である。そこで考えられている措置は「結果」の義務ではなく「手段」の義務である。これらの措置は政党に対し、総選挙に男女同数の候補者を提示することを推奨しているのである。しかし、これは、国民議会選挙の当選者数が男女同数になることを要求しているわけではない。たとえば、2000年6月6日の法律は、政党に対し、総選挙に同数の男女が出馬することを要求しているが、各性の候補者の数に2%の違いが出ることは認めている。もしこの違いが2%を超えたら、国が政党に交付している選挙運動向けの財政支援が減額される。そこで、左も右も潤沢な財政をもつ政党は、法律の要請を遵守するよりは財政援助の減額を選んだのである。2007年1月31日の法律は財政上の制裁を強化し、従わない政党への支援額を減額した。しかし、その結果は不十分なまま（後述）であり、国民議会での女性議員の数を増やすための新たな考察が始まったところである。

d) 混合投票：元老院選挙

元老院議員は、伝統的にパリテ実現措置に対し最も抵抗が強かった。彼らは、あらゆる方法でパリテ要請を率先して後退させようとさえした。実際2000年の法律は、名簿投票で元老院議員を選出する県に男女交互の仕組みが適用されると規定していた。反対に、単記投票で元老院を議員選出する県についてはいかなる措置も規定されていない。元老院議員選挙改革を定める2003年7月30日の法律は、これらの県の数を増加させた。かつて単記投票は3人以下の元老院議員を選出する県に適用されていたが、なんと同法律は、単記投票はこれ以降4人以下の元老院議員を選出する県に適用されると定めているのである。憲法院は、この法規定の合憲性を認めた（2003年7月24日の判決 *Décision n° 2003-475 DC*）。その結果、3人の元老院議員を選出する県において選出された女性元老院議員の割合は、かつての20%から2004年は4%になってしまったのである。

この状態を是正するために新しい法律が登場するには10年近く待たなければならなかった。元老院議員選挙に関する2013年8月2日の法律第2013-702号は「3人以上の元老院議員を選出する県においては名簿投票があらためて適用される」と定め、その結果「それは全議席の約73%を占める」⁷⁾。さらに、人口1,000人以上の市町村で、元老院を選出する選挙人団に参加する代表を選出するための名簿は、今後は各性の候補者交互で構成されなければならないとした。

e) 共和国大統領選挙

大統領選挙は単記投票である。いかなるパリテ実現措置も規定されていない。この選挙の技術的・政治的特殊性を考えれば、そのような措置を考えるのは困難であろう。それゆえ、その責任は候補者を指名する政党にかかっているといえる。大統領選に出馬した最初の女性は、1974年のアルレット・ラギエである。しかし、現実には大統領を輩出しようとする政党が初めて女性、すなわちセゴネール・ロワイヤルを出馬させるには2007年まで待たなければならなかった。彼女は第二回投票でニコラ・サルコジに敗れた。

2. 職業生活および社会生活に適用される措置

パリテ実現措置の適用領域について憲法院が施した厳格な解釈（上述）を考慮し、政治機関以外の機関（職業的、行政的、非営利社団など）へのこれらの措置の導入は、いくつかの段階を経なければ果たされなかった。

当初は、すでにみたように、憲法院もコンセイユ・デタも、「能力」の考慮が「性」に優先するという条件の下で、男女間の均衡あるプレゼンスを確保しつつ競争試験の試験官を組織する可能性を結果的に認めていた。この「パリテ的」な雰囲気の中でいくつかの実践が行政において積み重ねられ、様々な決定組織における女性のプレゼンスが促進された。それは、公務員の上級職への男女の平等なアクセスのための運営委員会、スポーツ

7) <http://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/observatoire/partenariats-118/parite-politique/rapports-institutionnels-40/parite-politique/reperes-juridiques/#pagination>.

団体における女性の促進などである。しかし、職業的なまたは社会的な意思決定機関における女性のプレゼンスの割当てを定める措置の拡張は、先述した2008年7月の憲法改正まで不可能だった。それゆえ、高等教育研究施設のガバナンス機関（大学、国立科学研究センター等における選挙名簿と任命を男女交互にすること）⁸⁾、公務員の上級職および管理職への任命（2013年以降女性が20%、2018年には40%）については、理事会、監査役会、または行政公施設法人に相当する機関において、採用委員会、選抜委員会、および社会的対話機関（2018年に40%）⁹⁾、ならびに、株式上場している、または500人以上の従業員を有し、5,000万ユーロ以上の売上げまたは決算を示す企業の取締役会または監査役会（2014年には女性が20%、2017年には40%）¹⁰⁾について、これらの法規定が適用された。

総括的な結論を引き出すには時期尚早である。しかしながら、すでに一つの教訓が表れているように思われる。意思決定機関における女性のプレゼンスを促進する措置が拡張していることは否定できず、その努力はしばしば義務に服さない機関または構成体にまで拡張されるほど「パリテの文化」を確立している（たとえば憲法院では、2000年代半ば以降平均して9人中3人の女性が存在する。2007年以来、目につくものでも、「国家の中心的な省庁 *ministère régalien*」と呼ばれる国防・内務・法務・外務の各省への女性大臣任命の努力とともにパリテがなされている¹¹⁾）が、その抵抗は消滅していない。選挙の組織に関する初期の法律によってえられた成果は徹底されていないからである。それらはより限定的な措置を考える方向に導いている。結局、義務的かつ命令的な性格を有する措置が量的に最

8) 高等教育および研究に関する2013年7月22日の法律第2013-660号。

9) 一正規雇用へのアクセス、公務員職における契約職員の雇用条件改善および差別対策に関する、ならびに公務員に関する若干の規定を定める2012年3月12日の法律第2012-347号。

10) 取締役会および監査委員会内における男女の均衡あるプレゼンスならびに職業上の平等に関する2011年1月27日の法律第2011-103号。

11) ヴァルス内閣の閣僚の47.1%は女性である。（<http://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/parite/reperes-statistiques-47/>）

も有効であることが明らかになっている。責任ある人々の良き意思に任せ慣れた領域において、その成果はしばしば不安定なものである。いくつか例を挙げよう。

2001年の市町村会選挙で、パリテ実現措置は（法施行前の1995年の21%に対し）33.1%の女性の当選を導いた。フランスで最も多い、改革から除外された人口3,500人未満の市町村会の統計を除けば、その割合は47.4%に達した。2007年と2013年の新たな法改正と人口1,000人以上「（それまでは3,500人）の市町村の候補者名簿では男女交互に並べることが義務化された後は、人口1,000人以上の市町村における市町村会の女性議員の割合は48.2%に達した。すべての規模の市町村を合わせると、女性議員の割合は、2008年の35%から2014年の40.3%になった。…反対に、拘束力をもってパリテが適用されない市町村では、市町村会における女性の割合の増加は僅かしか、すなわち2008年の32.2%から2014年の34.9%にしか増えていない¹²⁾。市町村長選挙についていえば、2014年3月の市町村会選挙の後の女性は僅か16%である（2008年は13.5%）。このようにまったく相対的な前進は、さらに不均質でもある。「女性市長村長は、人口3,500人未満の市町村ではより多い（16.3%）が、人口3万以上10万未満の市だと割合が低下（11%）し、人口10万人以上の市だと増加する（14.6%）。しかしながら、大きな快挙がある。すなわち、フランス最大の都市パリは現在女性によって統治されている」。すなわちアンヌ・イダルゴである¹³⁾。

国民議会議員については、先述したように、大政党は財政支援の放棄を選択した。2002年の選挙では、女性候補者の割合は38.5%（政党によってかなりばらつきがある）であり、女性当選者は全国議会議員の12.3%（76人）だった。改革前の女性議員は10.9%なので、目立った変化があったとはいえない。2007年に一つの進歩がみられたが、それも予想の範囲内

12) <http://www.vie-publique.fr/focus/parite-combien-conseilleres-municipales-2014.html>

13) http://www.inegalites.fr/spip.php?page=breve&id_breve=987&id_rubrique=28&id_mot=27&id_groupe=15

である。それは、女性の国民議会議員は18.5%、107名になったことである。直近の総選挙、すなわち2012年の総選挙では、新たな努力がみられた。それ以降女性の国民議会議員は26.9%に上昇したのである（577名中155名）。

元老院では、女性議員の割合は、改革に合わせて著しく増加した。すなわち、1998年の6.2%に対し2001年には10.9%、次いで2004年に17%、2008年に21.9%、2011年に22.1%（348人中77人）、そして2014年は26.44%（92名）である。

最後に、県会選挙も、強い法的拘束力のみが実効的に女性の同数選出を可能とするということを示している。混合連記投票は十全にその機能を果たした。2011年には当選者の13.9%で、この時点で女性議長によって主宰されていた県会が5%であったのに対し、厳格なパリテ・ルールが適用された2015年の選挙では、当選者の50%が女性となったのである。しかしながら、女性県知事の増加は小さい。2011年で5%（4名）、2015年でも10%以下（10名）なのである。このように、拘束力をもつルールがまったく適用されていない地方の執行職における女性の割合も総じて低いままである。すなわち、州会議長、県会議長、市町村長に占める女性の割合は、それぞれ16.7%、10%、16%なのである。

このいくつかのデータは、採用された措置の二律背反性を示している。政治的アピールの裏で、具体化の段階に困難が及んでいるのである。男性たちは、あらゆる形態の策略をめぐらせて法律を回避し、その効果を最小化しようとする。たとえば、「お飾り」とみなされる女性候補者の出馬、脅しや圧力（女性候補者が彼女に命令する党員の意思に従って決定しなければならぬことを受け入れたうえで立候補すること）、「勝ち目がない」、あらかじめ負けがわかっている選挙区に女性候補者を立てることなどである。

それゆえ、パリテ制度の有効性は単に量的なものでは測れない。それは、政治の世界、より一般的には権力の場における、いまだきわめて男性的な心性と習慣に浸透する質的变化を要求しているのである。